

令和 7 年度

東近江市農業委員会  
第 9 回（12 月期）月例総会  
議事録

1. 開催日時 令和7年12月10日(水)午前9時30分から午前10時45分

2. 開催場所 東近江市役所 新館313、314、315会議室

3. 出席委員 34人 欠席委員 6人

議席番号	出欠	議席番号	出欠
1	出	21	出
2	出	22	出
3	出	23	出
4	欠	24	出
5	出	25	欠
6	出	26	出
7	出	27	出
8	出	28	出
9	出	29	欠
10	出	30	出
11	出	31	欠
12	出	32	欠
13	出	33	出
14	出	34	出
15	出	35	出
16	出	36	出
17	出	37	欠
18	出	38	出
19	出	39	出
20	出	40	出
議長(会長)	出		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事上程

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 事業計画変更承認申請について

- 議案第5号 非農地証明書交付申請について  
 議案第6号 農地利用集積等促進計画（案）について  
 議案第7号 土地改良事業参加資格交替の申出について  
 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の報告について  
 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について  
 報告第3号 農地の貸借権の合意解約の報告について

## 5. 事務局職員

### 農業委員会事務局

局長	出	主任	出
参事	出	主事	出
参事	出		

### 農業水産課

主任	出		

## 6. 会議の内容

議長 それではただ今から、令和7年度 第9回（12月期）月例総会を開会致します。現在の出席者数は34名、欠席者数は6名（〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇委員）ですので、この総会は成立致します。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議席番号26番〇〇〇〇委員、27番〇〇〇〇〇委員のお二人を指名します。

日程第2は、議事の上程であります。なお、委員各位への議案書送付後において、別紙 議案第7号「土地改良事業参加の申出について」を追加議案として上程するよう申し入れがありました。

このことについて、事務局より説明があります。

事務局 別紙、議案第7号「土地改良事業参加の申出について」を追加議案として上程させていただきたいことにつきまして説明いたします。  
 この議案につきましては、土地改良法に基づき、ご審議いただくもので、土地改良法施行令第1条の3第2項並びに同法施行規則第2条第3項の規定により、

申出書の提出のあった日から 7 日以内にその申出を承認するか否かを決定しなければならないと規定されていることから、以前より追加議案として取り扱いさせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明が終りました。

別紙議案第 7 号「土地改良事業参加の申出について」を追加議案として審議することについて、何かご意見はございませんか。

(「異議なし」の声)

異議がありませんので、追加議案を上程することについて認めてよろしいか。

(全員賛成)

それでは、追加議案及び追加報告について上程することを認めます。

日程第 2、議事の上程です。

最初に議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号の説明をさせていただきます前に、議案書 7 ページ議案第 1 号番号 19 の五個荘七里町の案件につきましては、議案書 11 ページ、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」の番号 11 と関連しますので、議案第 3 号で一括して説明をいたします。

また、議案書 15 ページ 議案第 4 号「事業計画変更承認申請について」番号 1 番号 2 は議案書 12 ページ 13 ページ 議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」の番号 12、番号 13 と関連しますので、議案第 3 号で一括して説明をいたします。

いずれの案件も、議案第 3 号の説明後に採決をお願いします。

それでは、議案第 1 号につきまして、担当からご説明いたします。

お疲れさまです。

それでは議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求める。

議案書 2 ページを御覧ください。

番号 1 について、議案書の記載のとおり、宮川町地先の農地 1 筆面積 1,146 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

譲渡人の兼業による経営縮小に伴い、譲受人が経営規模を拡大されます。

番号 2 について、議案書の記載のとおり、乙女浜町地先の農地 2 筆及び山路町地先の農地 1 筆合計面積 3,761 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

譲渡人の農業廃止に伴い、要望を受けた譲受人が引き継いで水稻を栽培されます。

番号 3 について、議案書の記載のとおり、宮莊町地先の農地 3 筆合計面積 3,891 平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。

譲渡人の農業廃止に伴い、要望を受けた譲受人が引き継いで野菜及び水稻を栽培されます。

議案書 3 ページを御覧ください。

番号 4 について、議案書の記載のとおり、南清水町地先の農地 1 筆面積 849 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

譲渡人の農業廃止に伴い、要望を受けた譲受人が引き継いで季節野菜を栽培されます。

番号 5 について、議案書の記載のとおり、南清水町地先の農地 1 筆面積 142 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

譲渡人の農業廃止に伴い、要望を受けた譲受人が引き継いで季節野菜を栽培されます。

番号 6 について、議案書の記載のとおり、山路町地先の農地 6 筆合計面積 1,007 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

譲渡人の高齢化による経営縮小に伴い、譲受人が新規就農し季節野菜等を栽培されます。

議案書 4 ページを御覧ください。

番号 7 について、議案書の記載のとおり、上岸本町地先の農地 14 筆面積 38,653 平方メートルについて使用貸借による権利の設定の申請がありました。

譲渡人から譲受人に経営交代されます。

番号 8 について、議案書の記載のとおり、宮莊町地先の農地 3 筆合計面積 6,162 平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。

譲渡人の高齢化による経営縮小に伴い、譲受人に経営交代されます。

番号 9 について、議案書の記載のとおり、佐野町地先の農地 1 筆面積 122 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

譲渡人の農業廃止に伴い、譲受人が経営規模を拡大されます。

議案書 5 ページを御覧ください。

番号 10 について、議案書の記載のとおり、小田苅町地先の農地 1 筆面積 66 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

今回の申請地は、譲受人の居住地の隣接地にあり、10 年以上前から譲受人が耕作されていました。譲受人からの要望により所有権を移転し、譲受人が引き続き野菜を栽培されます。

番号 11 について、議案書の記載のとおり、きぬがさ町地先の農地 2 筆合計面積 2,865 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。譲渡人の資金調達に伴い、要望を受けた譲受人が引き継いで水稻を栽培されます。

番号 12 について、議案書の記載のとおり、市辺町地先の農地 1 筆面積 405 平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。譲渡人の農業廃止に伴い、要望を受けた譲受人が引き継いで水稻を栽培されます。

番号 13 について、議案書の記載のとおり、山上町地先の農地 2 筆合計面積 541.7 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。譲受人から譲渡人に要望し、譲受人が経営規模を拡大されます。

議案書 6 ページを御覧ください。

番号 14 について、議案書の記載のとおり、山上町の農地 1 筆面積 417 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。譲受人から譲渡人に要望し、譲受人が経営規模を拡大されます。

番号 15 について、議案書の記載のとおり、綺田町地先の農地 1 筆面積 277 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。今回の申請地は、譲受人の父が 50 年前に購入された土地であったが、所有権移転の手続きが出来ていないことが発覚したために申請されたものです。譲受人が引き継ぎ野菜を栽培されます。

番号 16 について、議案書の記載のとおり、鎧物師町の農地 3 筆合計面積 6,186 平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。譲渡人の農業廃止に伴い、要望を受けた譲受人が引き継いで水稻を栽培されます。

番号 17 について、議案書の記載のとおり、上羽田町地先の農地 2 筆合計面積 696 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。譲渡人の高齢化による経営縮小に伴い、要望を受けた譲受人が引き継いで水稻を栽培されます。

議案書 7 ページを御覧ください。

番号 18 について、議案書の記載のとおり、神郷町地先の農地 1 筆面積 148 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。譲受人から譲渡人に要望し、譲受人が経営規模を拡大されます

番号 19 について、議案書の記載のとおり、五個荘七里町の農地 1 筆面積 19 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。なお、詳細につきましては、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請番号 11 と関連しますので、議案第 3 号で説明させていただきます。

番号3、番号4、番号10及び番号15は譲受人の取得後においての耕作面積が50アール未満であることから、営農計画書が添付してあります。

また、番号6の農地を初めて取得されることについて、営農計画書の内容から、家族と協力して野菜を育てていかれる事、JAの正組合員となりJA直売所を利用して販売し、継続的営農をされていく旨の確認をしました。番号8の農地を初めて取得されることについても、営農計画書の内容から、父から子に経営交代をし、水稻を育てていかれる事、農業に必要な知識や技術を両親から教授してもらいつつ継続的に営農をされていく旨の確認をしました。番号19の農地を初めて取得されることについても、営農計画書の内容から、家庭菜園目的で季節野菜を育てていかれる事、継続的に営農をされていく旨の確認をしました。

そして、番号1の譲受人の所有している地目が農地である筆について現況が山林化しつつある状況であるため、速やかに農地法に基づく手続きを行う旨の確約書を提出いただいている。

また、番号9の譲受人の所有している地目が農地である筆について住宅敷地の一部となっている状況であるため、速やかに農地法に基づく手続きを行う旨の確約書をいただきおりましたが、後日、農地法第4条の届出が提出され、手続きしていただきました。

番号13の譲受人の所有している地目が農地である筆について現況が山林化しつつある状況であるため、速やかに農地法に基づく手続きを行う旨の確約書を提出いただいている。

番号14の譲受人の所有している地目が農地である筆についても現況が山林化しつつある状況であるため、速やかに農地法に基づく手続きを行う旨の確約書を提出いただいている。

番号17の譲受人の所有している地目が農地である筆について現況が農業用駐車場及び農業用倉庫として利用している状況であるため、速やかに農地法に基づく手続きを行う旨の確約書を提出いただいている。

また、番号19の申請地について採石が敷かれている状況であるため、速やかに農地復元をする旨の農地復元計画書を提出いただいている。

また、番号13の申請地について取得後3年以内の所有権移転に当たるため、理由書を添付いただいている。譲受人が今回の申請地の隣接地を所有し、野菜の栽培農地を必要されているため申請があったものです。

全ての譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

そして、農作業に必要な農機具については、家庭菜園で利用する目的で農地を取得される方については、家庭用草刈り機、鎌、鋤、スコップ、軽トラック等を所有されています。また、今後、営農を継続的に行う上で必要となる農機具については、計画的に所有されることを検討される旨も確認しています。

その他の譲受人は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糲摺機、トラックを所有又は営農組織と共同利用しておられます。経営農地について、どの案件についても譲受人又はその同居する世帯員等で耕作され、各申請のそれにおいて全部効率利用の面で問題ないと考えます。

これらのことから、農地法第3条第2項各号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。

また、地区の担当農業委員からも確認書を提出いただいており、問題はないと考えます。以上、御審議よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号19を除く、番号1から番号18までを一括して何かご意見はございますか。

よろしでしょうか。

ご意見もないようですので、採決に移ります。

本案について、承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議長 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。

それでは事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について農地を転用したい旨、次のとおり申請がありましたので、許可することについて意見を求める。

議案書の8ページをご覧ください。

番号1について御説明いたします。

本件は、上中野町に居住する者が、自ら所有する同町地先の農地1筆、面積16平方メートルの土地を駐車場として利用するために転用の申請があつたものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、これまで利用していた土地を売却することから、自宅前の申請地を新たに駐車場と利用するとして当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、自家用車2台及び来客用2台の計4台分の駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、重機により整地をし、前面道路高に合わせて地勾をされます。雨水については、地下浸透にて対応されます。

申請地は第2種農地と判断でき、集落に接続して設置される集落に居住する者の日常生活上、必要な施設であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、○○○○委員です。

番号2について御説明いたします。

本件は、伊庭町に居住する者が、自ら所有する同町地先の農地1筆、面積116平方メートル土地を進入路として利用するために転用の申請があつたものです。なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに申請人が平成3年頃から住宅の進入路として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。

農地法3条の申請時に所有農地の現況を確認していたところ、農地法の許可を

受けていないことが判明したため、本申請に至りました。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請者は申請地の隣接地の住宅に居住しており、道路から自宅に進入するためには、当該申請地を通る必要があるため、選定されました。

土地の利用計画については、自宅への進入路として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、地下浸透で処理されます。

申請地は第3種農地と判断でき、原則許可できるものとなっております。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、○○○○委員です。

番号3について御説明いたします。

本件は、伊庭町に居住する者が、自ら所有する北花沢町地先の農地1筆、面積162平方メートルの土地を住宅として利用するために転用の申請があつたものです。

なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに申請人の父が平成2年頃から住宅の一部として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。

また、申請人が申請地を相続し、土地を整理していたところ農地法の許可を受けていないことが判明したため、本申請に至りました。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請者は、申請地の住宅が実家であり、今後も管理をしながら、親戚の集まり等に使用していきたいため当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、自己用の住宅として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、地下浸透で処理されます。

申請地は、第1種農地と判断でき、原則許可が出来ませんが、集落に接続して設置される住宅であることから、例外的に許可し得るものであります。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、○○○○○委員です。

本案件については、一般基準において基準に抵触するものではなく、農地法第4条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

以上ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

本案については、事前調査がなされており、現地調査の報告を求めます。

12番 番号1ですが申請人の自宅の横で、小さい面積ですが駐車場として利用されますが、何も影響はありませんので問題はありません。

番号2申請人の自宅があり手前に県道があり、自宅への進入路です。集落に囲まれております。この進入路がないと自宅に行けないので必要と思います。

8番 番号3ですが事務局の説明とおり顛末案件ですが許可相当と思います。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。  
それでは、まず番号 1 について何か御意見はございますか。  
よろしいですか。

9 番 農地とは何を基準で判断するのか。登記は山林ですが現状か教えていただきたい。

事務局 登記の地目と現況の地目とがあります。どちらかが農地であれば市の農地台帳に農地として記載されています。登記は山林ですが現況は畠として利用されていて農地台帳に記載されています。現在は不耕作地なっていますが、畠として利用されていませんが畠として利用されていたので台帳に記載されています。

9 番 農地台帳が基準ですか。

事務局 はい。

議 長 他よろしいか。

番号 2 について何か御意見はございますか。  
よろしいですか。

番号 3 について何か御意見はございますか。  
よろしいですか。

御意見もないようですので、採決に移ります。  
本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」と関連します議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」の番号 19、及び議案第 4 号「事業計画変更承認申請について」を議題と致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があつたので、許可することについて意見を求める。議案書の 9 ページから 14 ページをご覧ください。

番号 1 について御説明いたします。  
本件は、南菩提寺町に居住する者が、同町地先の農地 1 筆、面積 62 平方メートルの土地を売買で取得し、資材置場として利用するために転用の申請があつたものです。  
申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は申請地の隣接地に事務

所を有していますが、資材の保管場所が不足しているため、新しい資材置場が必要であり、既存施設の隣接地であり利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、木材、工具類の資材置場として利用されます。土地の造成計画につきましては、現状地盤を整地し碎石仕上げとする計画です。雨水については、地下浸透で処理されます。

申請地は第1種農地と判断でき、原則許可できませんが、隣接する既存施設の面積は1,569平方メートル、その2分の1は784.5平方メートルであるので許可基準である、拡張部分が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限るという基準において立地基準上は例外的に許可できるものです。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、○○委員です。

番号2について御説明いたします。

本件は、守山市に居住する者が、長町地先の農地1筆、面積72平方メートルの土地を売買により取得し、自己用住宅として利用するために転用の申請があつたものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は現在アパートで暮らしていますが、結婚を機に自己用住宅の建築したく、実家の隣接地で利便性が良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、自己用住宅1棟として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を鋤取り、土砂を入れ、整地される計画で、雨水については、申請地東側の道路側溝に放流し処理されます。

申請地は、第1種農地と判断でき、原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、○○○○委員です。

番号3、番号14は関連する申請ですので、一括してご説明いたします。

番号3は、大阪府池田市に居住する者が、聖和町地先の農地2筆、合計面積979平方メートルの土地を売買で取得し賃貸用共同住宅として利用するために転用の申請があつたものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請地周辺には、単身、少人数世帯向け住宅が少なく、アパートの需要があるため当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、賃貸用共同住宅1棟12戸として利用されます。土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を鋤取り、盛土を行った後、駐車場部分はアスファルト舗装仕上げとする計画です。

雨水については、敷地内に新設する浸透枠により地下浸透処理されます。

次に番号14についてです。番号14は、番号3と同一の譲受人が聖和町地先の農地1筆、面積23平方メートルの土地を売買で取得し道路として利用するために転用の申請があつたものです。

なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに譲渡人が以前から地域の出し合い道として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。

本申請地はもともと番号3の申請地と同じ筆であり、今回の転用のタイミング

で分筆をされました。

土地の利用計画につきましては、今回建築される賃貸用共同住宅の接道及び地域の公衆用道路として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、地下浸透で処理されます。

両申請地は第3種農地と判断でき、原則許可できるものとなっております。

なお、番号3は、都市計画法第29条の規定による開発許可申請中であり、農地転用の許可は、この許可と同時にを行うものとします。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、○○○○委員です。

番号4について御説明いたします。

本件は、栗東市に居住する者が、今町地先の農地1筆、面積60平方メートルの土地を売買により取得し、自己用戸建専用住宅として利用するために転用の申請があつたものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は現在アパートで暮らしていますが、手狭になってきたことから戸建て住宅の建築をしたく、住環境が良く、子育てにも適しているため当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、自己用住宅1棟として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を鋤取り、土砂を入れ、整地される計画で、雨水については、既設雨水側溝から申請地西側の道路側溝に放流し処理されます。

申請地は第3種農地と判断でき、原則許可できるものとなっております。

なお、本件は、都市計画法第29条の規定による開発許可申請中であり、農地転用の許可は、この許可と同時にを行うものとします。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、○○○○委員です。

番号5についてご説明いたします。

東京都中央区に所在する法人が、上羽田町地先の農地4筆、合計面積9,308平方メートルの土地を売買で取得し、工場として利用するために転用の申請があつたものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は申請地の隣接地に工場を有していますが、事業の拡大により、現在の敷地だけでは製造ラインや倉庫の場所が足りずに、外部の工場を賃借しており、新しい自社工場の確保が必要であるため、既存敷地に隣接する利便性が良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、新しい製造ライン用の工場及び自社製品を保管する倉庫として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状の耕土を鋤取り、土砂を入れて整地後アスファルト舗装仕上げとする計画です。雨水については、敷地内に新設する側溝から北西側の既設の水路に放流し処理されます。

申請地は、第1種農地と判断できます。しかし、隣接する既存施設の面積は19,667平方メートル、その2分の1は9,833.5平方メートルであるので許可基準である、拡張部分が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限るという基準において立地基準上は例外的に許可できるものです。

他添付書類についても問題はありませんでした。

また、令和6年11月29日付で農振農用地いわゆる青字から白字に除外されております。

本件は、都市計画法第29条の規定による開発許可申請中であり、農地転用の許可は、この許可と同時に行うものとします。

なお、本案件は、滋賀県農業会議常設審議委員会の諮問案件となることから、去る11月28日に農政・許認可等検討会議を開催し、申請人立会いの下、現地調査を実施いたしました。

担当農業委員は、○○○○委員です。

番号6についてご説明いたします。

本件は、上羽田町に居住する者が、同町地先の農地1筆、面積170平方メートルの土地を売買で取得し、駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由については、譲受人は申請地の隣接地の住宅に居住していますが、駐車スペースが狭く来訪者の駐車場所が必要であるため、住居の隣接地でもあることから当該申請地を選定されております。

土地の利用計画については、4台分の駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、耕土を鋤取り、土砂を入れて整地後、碎石仕上げとする計画です。雨水については、地下浸透で処理されます。

申請地は第3種農地と判断でき、原則許可できるものとなっております。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、○○○○委員です。

番号7について御説明いたします。

本件は、佐野町に居住する者が、北菩提寺町地先の農地1筆、面積426平方メートルの土地を使用貸借により権利取得し、住宅として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに所有者が申請地の一部を昭和44年頃から車庫等として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は現在アパートで暮らしていますが、手狭になってきたことから戸建て住宅の建築をしたく、実家の近接地であり利便性がよい当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、自己用住宅1棟として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末部分は、構造物を撤去し現状のまま利用され、農地部分は現状地盤から耕土を鋤取り、土砂を入れ、整地される計画で、雨水については、地下浸透及び申請地西側の道路側溝に放流し処理されます。

申請地は第3種農地と判断でき、原則許可できるものとなっております。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、○○委員です。

番号8について、御説明いたします。

本件は、蒲生郡日野町に所在する不動産の賃貸及び管理を行う法人が、山上町地先の農地1筆、面積854平方メートルのうち654平方メートルの土地を賃貸借契約で権利取得し、貸駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請地の周辺では、事業所の駐

車場が不足しており、駐車場の需要があり立地の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、10台分の貸駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現在の表土を鋤取り、盛土を行った後に碎石仕上げをされます。雨水については、申請地内に吸込槽にて処理されます。

申請地は第1種農地と判断でき、原則許可できませんが、隣接する借人の既存施設の面積は3,805.50平方メートル、その2分の1は1,902.75平方メートルであるので許可基準である、拡張部分が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限るという基準において立地基準上は例外的に許可できるものです。他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、○○○○委員です。

番号9について御説明いたします。

本件は、市子殿町に居住する者が、沖野二丁目地先の農地1筆、面積994平方メートルの土地を売買で取得し賃貸用共同住宅として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請地は市街化区域に近接し、八日市中心部へのアクセスも良く、アパートの需要があるため利便性が良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、賃貸用共同住宅1棟12戸として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を鋤取り、盛土を行った後、駐車場部分はアスファルト舗装仕上げとする計画です。

雨水については、敷地内に新設する浸透枠により地下浸透処理されます。

申請地は第3種農地と判断でき、原則許可できるものとなっております。

なお、本件は、都市計画法第29条の規定による開発許可申請中であり、農地転用の許可は、この許可と同時に行うものとします。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、○○○○委員です。

番号10について御説明いたします。

本件は、近江八幡市に所在する宅地建物取引業を営む法人が、上平木町地先の農地2筆、合計面積1,418平方メートルの土地を売買で取得し、資材置場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受法人のグループ会社で建設業を営む法人は、東近江市周辺で仕事が増えており、土木工事の拠点としての資材置場が必要なため、利便性の良い当該申請地を選定し、譲受法人が資材置場として貸し出すとのことです。

土地の利用計画につきましては、単管足場、山砂等の資材置場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤を整地し碎石仕上げとする計画です。雨水については、地下浸透で処理されます。

申請地は第3種農地と判断でき、原則許可できるものとなっております。

他添付書類についても問題はありませんでした。

なお、本申請につきましては、場所が住宅地の中であり、自治会が管理する道路を使用して出入りすることもあるため、申請者から地元自治会に対して説明が行われています。説明では転用予定地の位置・面積、資材置場の用途や規模、

工事工程や周辺環境への影響への配慮、安全管理の方針等について説明が行われ、特段の反対意見はなく、地域に支障のない計画であることを確認のうえ、計画内容について了承が得られています。

担当農業委員は、〇〇〇〇〇委員です。

番号 11 について御説明いたします。

本案件は 3 条の番号 19 に関する案件ですので一括して説明いたします

5 条の番号 11 は、五個荘竜田町に居住する者が、五個荘七里町地先の農地 1 筆、面積 244 平方メートルの土地を売買で取得し、農業倉庫及び農業用駐車場として利用するために転用の申請があったものです。なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに譲渡人の父が昭和の頃から農業用倉庫の敷地として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。

また、3 条の番号 19 に関しては、転用する農業倉庫及び農業用駐車場の隣接地で家庭菜園を行うために農地を取得されます。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請者は申請地の隣接地の農地を今回農地法第 3 条で取得し、その農地を営農するための農業倉庫及び農業用駐車場として一体として利用するのに便利であり、利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、農業倉庫及び家庭菜園をするために、通作するための車両及び軽トラックなど 4 台分の駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、地下浸透で処理されます。

請地は第 1 種農地と判断でき、原則許可できませんが、農業用施設であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号 12、議案第 4 号事業計画変更の番号 1 は一体の一時転用ですので、一括してご説明いたします。

番号 12 及び事業計画変更番号 1 についてご説明いたします。

本件は、愛荘町に所在し、主に燃料販売業や土木・解体工事業を営み、滋賀県知事から砂利採取業者登録を受けている法人で種町地先の農地 13 筆、合計面積 3,205 平方メートルの土地を、賃貸借により砂利採取として一時利用するために転用の申請があったものです。なお、事業区域面積は 8,028.17 平方メートルありますが、その内に、農地が含まれているため、申請に至ったものです。

なお、本案件は、一時転用の期間延長による申請であるため改めて 5 条申請と事業計画変更承認申請をされるものです。当初の採取期間が 12 月 26 日までとなっており、この日付までの農地への復元が見込めず期間延長の申請となっています。

期間延長の理由としましては、事業区域には竹と木が生えており、それらの伐採と伐根に予想以上の時間がかかり工程に遅れが生じたためとしています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、建設工事のコンクリート骨材として砂利が必要なこと、また、有事の際のストックとして砂利購入業者から常に一定量を求められていることから陸砂利を採取するのにあたり、申請地が愛知川に近く砂利採取に適しているため、砂利採取事業に着手するものです。

土地の利用計画につきましては、県道からの出入り口には鉄板を敷設して養生

し、転用に係る農地をトラロープで仮囲いをし、出入口部分には三角バリケードを、道沿いにはフェンスバリケードを設置し、必要に応じ安全保安員を設置されます。

掘削を行う農地は、境界線から保全区域 2 メートルを確保し、1 対 1 の掘削勾配を深さ約 5 メートルまでバックホーで採掘、採取した後、10 トンダンプに積込・運搬し、搬出する計画であります。採取後は、契約業者より調達した良質土を地主等が確認の上、埋め戻すこととしています。

申請地は、第 2 種農地と判断できますが、一時的な利用であって、利用すべき資源の関係から位置が限定されるものであり、例外的に許可し得るものであります。一時転用期間は令和 8 年 5 月末までの計画です。

添付書類については、地元自治会長及び農業組合長の同意書、土地所有者、事業者及び保証人との間で、埋め戻し及び農地復元における保証契約がなされております。

なお、本件は、砂利採取法第 16 条の規定に基づく認可が必要であり、砂利採取法の認可についても令和 8 年 5 月末まで延長されます。

また、本案件は、滋賀県農業会議常設審議委員会の諮問案件となることから、去る 11 月 28 日に農政・許認可等検討会議を開催し、申請人立会いの下、現地調査を実施いたしました。

担当農業委員は、○○○○委員です。

番号 13、議案第 4 号事業計画変更の番号 2 は一体の一時転用ですので、一括してご説明いたします。

番号 13 及び事業計画変更番号 2 についてご説明いたします。

本件の借人は、愛荘町に所在し、主に燃料販売業や土木・解体工事業を営み、滋賀県知事から砂利採取業者登録を受けている法人で小倉町地先の農地 4 筆、合計面積 9,703.8 平方メートルの土地を、使用貸借により砂利採取として一時利用するために転用の申請があつたものです。

なお、本案件は、一時転用の期間延長による申請であるため改めて 5 条申請と事業計画変更承認申請をされるものです。当初の採取期間が 12 月 5 日までとなっており、この日付までの農地への復元が見込めず顛末書付きの是正申請となっています。

顛末書によると、工程表に基づき作業を進めていたところ、採取した砂利の品質が悪く、良質な砂利の選別作業に予想以上の時間がかかり工程に遅れが生じたためとしています。

また、12 月 6 日以降は砂利採取許可と農地法の許可を得るまでの間は、採取事業の操業は行わない旨の誓約をいただいております。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、建設工事のコンクリート骨材として砂利が必要なこと、また、有事の際のストックとして砂利購入業者から常に一定量を求められていることから陸砂利を採取するのにあたり、申請地が愛知川に近く砂利採取に適していることから引き続き申請されるものです。

土地の利用計画につきましては、県道からの出入り口には鉄板を敷設して養生し、転用に係る農地をトラロープで仮囲いをし、出入口部分には三角バリケードを、道沿いにはフェンスバリケードを設置し、必要に応じ安全保安員を設置されます。

掘削を行う農地は、境界線から保全区域 2 メートルを確保し、1 対 1 の掘削勾配を深さ約 4 メートルまでバックホーで採掘、採取した後、10 トンダンプに積

込・運搬し、搬出する計画であります。採取後は、契約業者より調達した良質土を地主等が確認の上、埋め戻すこととしています。

申請地は、農振農用地区域内農地であることから原則許可できませんが、一時的な利用であって、利用すべき資源の関係から位置が限定されるものであり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことから、例外的に許可し得るものであります。一時転用期間は許可日から令和8年5月末までの計画です。

また、添付書類については、隣地承諾書、耕作者の同意書、地元自治会長及び農業組合長の同意書、土地所有者、事業者及び保証人との間で、埋め戻し及び農地復元における保証契約がなされております。

なお、本件は、砂利採取法第16条の規定に基づく認可が必要であり、砂利採取法の認可と同時に許可することになります。

担当農業委員は、○○○○○委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものではなく、農地法第5条第2項に基づき審査しましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案については、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。また、番号5、番号12、番号13は滋賀県農業会議の常設審議委員会への諮問案件であるため、農政・許認可等検討委員会で審議いただきました。  
併せて、委員長から報告を求めます。

12番 番号1の申請地ですが、第1種農地ですが畦道状態です。申請人の会社が横にありまして、一体的に管理が出来まして有効的管理できるので良いと思いました。

番号2も第1種農地ですが、畑に防草シートを引いており一部は耕作されております。譲渡人の実家が申請地の横にあります。譲受人は守山から帰つて来られますので人が増え良いと思いました。

13番 番号3並びに番号14ですが関連性があるので説明します。聖和町で周辺は市街化地域になっていますが、申請地は市街化調整区域になっていました。先程説明がありましたとおり番号3は農地として利用されており、番号14は出し合い道で舗装はされていませんが碎石の道として利用されています。今回、賃貸住宅として申請され問題はありませんので許可相当と思います。

番号4の案件ですが畑として利用されていましたが、今回申請人が手前の土地も購入され一体的に利用されます。前は県道で隣接には○○○○○○、○○○○があり利便性が良いところですので問題はありませんので許可相当と思います。

番号6の住宅地駐車場として利用される案件です。畑に囲まれているところが農地であり申請されます方の住宅があります。申請地のところに電柱があり少

し不便だと思いますが、申請人の住宅の駐車スペースが1台だけで狭いため来場者が来られましたら駐車場が無いため、隣接する農地をお願いし承諾が得られたので車4台の駐車場の転用申請されました。許可相当と思います。

番号7の案件です。顛末案件の部分もありますが現地確認の時に業者さんが解体されていました。申請人の両親の自宅が横にあり利便性の良いとこであり住宅地として申請されました。申請人は能登川に住んでおられます、今回帰つて来られるので許可相当と思います。

11番 番号8の貸駐車場として申請された件ですが、近隣にある事業所が事業拡大のため新たに社員の募集をされており、社員の駐車場が不足するため賃貸で社員の駐車所として利用されます。工場の近くで利便性が良いため問題はないと思います。

番号9賃貸用共同住宅ですが、市街化区域に近く近隣地にも共同住宅もありますので問題はないと思います。

番号10ですが資材置場として申請された案件ですが雨水については地下浸透で処理され、申請者と地元自治会と話し合いもされているため問題はないと思います。

番号11ですが農業用倉庫及び農業用駐車場として利用されます。こちらは顛末案件になりますが、問題はないと思います。

21番 上羽田町の工場で隣接の土地で上羽田町自治会の土地を駐車場として利用されています。工場の前は蒲生地域から上羽田、平木に行ける市道バス道あります。工場のすぐ近くに住宅がありますが蒲生地区の稻垂町です。赤く囲っている申請地ですが、市道からかなり高度差があり、道路の際に排水路がありますので排水路を跨ぐ事になります。市道から進入され、残りのところに工場が建設されます。申請地内にある公衆用道路は付替えになります。また申請地は土地改良するまではため池でしたので、田んぼではなく畑にされました。元々がため池ですので耕作が出来にくいため不耕作地になっている状況です。今ある工場の敷地が足りないため、今回申請を選び、昨年農振農用地の除外申請をされ昨年11月に許可されて、今回転用申請されました。現在ある工場も10年、15年前に増設され現在の敷地では工場を建てる場所がないため転用申請を出されました。既存施設面積の2分の1以下であり、排水の関係も問題ありませんので転用許可やむを得なしと判断しました。

番号12、番号13の砂利採取の案件ですが、昨年許可をして事業を進めていますが一時転用の許可は1年間ですが、色々な事情があります。番号12種町の案件については、農地以外の山林、竹林の区分が多く伐採、伐根等の木の処分に等に時間がかかりまして仕事が進むのが遅れました。今、現在も農地の部分の砂利を上げているところです。山になっているところは採取がおわり埋め戻しが出来ていますが事業の予定が遅れているので延長をお願いしたい。雪の心配もありますので5月末までに農地に戻す計画です。

番号13の小倉町ですが、ほぼほぼ完了しています。砂利を採取した分、低くな

っていますので、新しい土を入れて、あま土を積まれていますので最後に広げるだけですが、雪がよく降る所なので延長申請です。出来るだけ早く進めてくださいとお願ひしています。以上でございます。

議 長 ありがとうございました。  
事務局の説明及び調査報告が終わりました  
それでは御意見等伺いたいと思います。

番号 1 について何かご意見はございますか。  
よろしいですか。

番号 2 について何かご意見はございますか。  
よろしいですか。

番号 3 及び関連する番号 14 について何かご意見はございますか。  
よろしいですか。

番号 4 について何かご意見はございますか。  
よろしいですか。

番号 5 について何かご意見はございますか。  
よろしいですか。

番号 6 について何かご意見はございますか。  
よろしいですか

番号 7 について何かご意見はございますか。  
よろしいですか

番号 8 について何かご意見はございますか。  
よろしいですか。

番号 9 について何かご意見はございますか。  
よろしいですか。

番号 10 について何かご意見はございますか。  
よろしいですか。

14 番 農地転用を許可するのに接道条件はないのですが。

事務局 今回は雑種地になり資材置場になりますので特に接道要件はございません。。  
特に道路と隣接してなければいけないとルールはありません。利用できる状況  
であれば転用許可相当と判断します。

14 番 農地転用許可には問題はないと思いますが、行政として例えば行政指導として  
接道してなかつたら農地転用を許可するのは、責任があると思いますがその辺  
は事務局の考えているのですか。

事務局 こちらの案件ですが、進入される道路ですが市有道路でありまして所有が東近江市であり、管理が自治会になっています。今回の案件ですと管理している自治会も転用することに問題はない、出入りすることも問題ないと自治会長とお話をされています。それについては問題ないと思っています。

14番 前の道路は私道路ですよね。

事務局 市有道路です。

14番 市道ですか。

事務局 市所有道路です。

14番 現場では私道路と聞いていたが。

事務局 自治会長が言っておられましたが、確認したところ市有道路である事を確認しております。

14番 東近江市道ですか

事務局 市道認定していない市有道路です。

14番 市道認定がされていない東近江市の道路。そんな道路あるのですが。

事務局 管理課に確認しています。

14番 所有権は東近江市になっているの。

事務局 所有権は東近江市になっています。

14番 わかりました。

議長 10番について他ありますか。

13番 私も現場を見に行ったメンバーですが、参考資料の地図を見てください。集落の中でまとまった農地があるのはまれにはありますが今、〇〇委員さんがいわれたとおり道路が問題になるかなと思います。最終的には自治会が承認しているのでとおると思いますが、この土地に入る地図を見てもらいますと県道上羽田・市辺線から信号の交差点からの土地まで4、5回右折、左折を繰り返さないといけない土地です。資材置場として利用するとなると3、4トンであれば問題ありませんが、碎石置場や資材置場として利用されると思いますが、10トン車がここに入るの無理があると思いますが、最終的に自治会が認めたのであれば言えないのですが、あとあと問題が残らないかなと思いまして。

事務局 申請の受付段階時にトラックが入れるか心配がありました。その点について自

治会と話し合って貰うように言いました。 トラックが通行するには狭いと思いましたが、申請者も大きいトラックで搬入することはないので道路に入るトラックを利用すると聞いていますので問題はないと思います。 また市役所内の関係機関に照会したところ都市計画課から指導要綱により協議の意見がありましたが、あくまでも指導要綱なので任意です。 特別大きな車が通れない道路が車の通れないだろうと言うことで規制する事は出来ません。

14番 所有者は東近江市で管理は自治会なので法定外と一緒に考え方で良いのかな。

事務局 そのとおりです。里道と同じ考え方と管理課から確認しています。

議長 番号10について他よろしいか。

番号11及び関連します議案第1号番号19について何かご意見はございますか。 よろしいですか。

7番 3条については農地が0アールになっています。 5条で購入されて農業用倉庫と農業用駐車場が必要なのが理解できないのですが。 もう少し詳しく説明をお願いします。

事務局 今回3条の19番で農地を取得される事となっています。 農作業されるので車で現地に行きますので駐車場が必要となります。 今回申請人の友達と一緒に農業来られると聞いていますので数人来られますので駐車場が必要となります。 倉庫につきましても農作業に必要な農機具等の保管場所が必要なためそのまま利用したいとの事です。

7番 農地の総面積が0アールですよね。 今回の取得面積も少ないので農業倉庫と駐車場が必要ですか。

事務局 農地につきましては3条の19番のところですが、登記は19平方メートルですが実測面積では120平方メートルほどありますので、その面積を耕作するのに、5条の申請分の面積が必要と申請者から確認しています。

7番 農業を楽しんで頂けるなら良いと思います。

議長 番号11及び関連します議案第1号番号19について他によろしいか。

番号12及び関連します議案第4号番号1について何かご意見はございますか。 よろしいですか。

番号13及び関連します議案第4号番号2について何かご意見はございますか。 よろしいですか。

御意見もないようですので、採決に移ります。  
本案を承認される方は挙手を願います。

(多数挙手)

賛成多数と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、議案第5号「非農地証明書交付申請について」を議題と致します。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第5号非農地証明書交付申請について、東近江市非農地証明事務取扱要領に基づき、次のとおり申請があつたので、証明書を交付することについて意見を求めます。

議案書の17ページをご覧ください。

非農地証明とは、農地法が制定された昭和27年10月以前から農地でない場合や20年以上経過した自然林の場合、登記上農地であつても非農地であると証明するものです。

番号1について御説明いたします。

本件の申請人は、平林町に居住する者で申請地は、同町地先の農地1筆、面積52平方メートルの土地です。

申請地については、昭和63年の圃場整備事業以前から耕作をされておらず、山林化が進行する結果となりました。

また、昭和57年時点での写真から非農地化していると判断され、耕作放棄後20年以上が経過しているもので、森林に囲まれていた状況から容易に農地への復元も困難であると考えられます。

現況写真からも、農地として利用される可能性がないものにあたると見込まれ、また、事務取扱要領第7条に基づき現地調査を行ったところ、現況は自然林等がありました。

なお、地元自治会長の署名、押印した「事実証明書」も添付を頂いております。  
担当農業委員は、○○○○委員です。

以上、東近江市非農地証明事務取扱要領第4条第1項第2号耕作放棄後20年以上経過し、荒廃地と化しているもので、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のないもの。したがって、この場合の現況は自然林等であるに該当すると判断いたしました。

以上御審議の程よろしくお願ひします。

議長

事務局の説明が終わりました。

本案については、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

11番

平林町地先になりますが昭和63年から耕作されておらず現地を確認しました  
ら耕作がされておらず山林化しており農地としては困難のため許可相当と思います。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明及び調査報告が終わりました。

本案について何かご意見はござりますか。

御意見もないようですので、採決に移ります。

本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、議案第6号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題と致します。

また、本議案につきまして関係者に、〇〇〇委員、〇〇〇〇委員がおられます。農業委員会法第31条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

お世話になっております。農業水産課の〇〇です。

それでは、議案第6号農用地利用集積等促進計画（案）を説明いたします。

県が指定し認可を受けた農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めることで農用地等について利用権の設定等を行うものです。

なお、農用地利用集積等促進計画による利用権の設定および所有権移転は、地域計画に定められる目標地図に記載のある耕作者へのみ可能となっております。今回の農用地利用集積等促進計画において地域計画の定められていない地域においては、農地中間管理機構が促進計画案をホームページに掲載し、利害関係人の意見聴取を行うことで利用権の設定が可能となります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき、農地中間管理機構から委託を受けた市が農用地利用集積等促進計画（案）を作成し、同条第3項により農業委員会の意見を聞くこととなっています。

本日の月例総会の後、本計画（案）及び農業委員会からの意見を農地中間管理機構へ提出し、機構がこれらを基に農用地利用集積等促進計画を定め、県に提出され、知事の認可及び公告という流れとなります。

議案書について説明いたします。今回、利用権設定を行う農地が非常に膨大な数となっています。中間管理機構の制度が始まった10年前に、集落内の農地をまとめて借り受けられた法人の更新によるものと、今回新たに機構を通じてまとめて利用権を設定される法人によるものです。

それでは議案書1ページ目から63ページ目をご覧ください。

農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を同一の促進計画で行うこととなっているため、左側に農地中間管理機構に権利の設定をする者、右側に農地中間管理機構から権利の設定を受ける者を記載しています。

つづきまして、議案書64ページ目から65ページ目をご覧ください。こちらは農地中間管理機構から耕作者への利用権設定のみ行うものを記載しています。

今回、1,588筆、2,886,737.31平方メートルの利用権を設定いたします。

また、県の公告日は令和7年12月末を予定しています。

説明は以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。

それでは、ここで審議に入ります前に〇〇〇委員、〇〇〇〇委員には農業委員会法第31条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始か

ら終了まで退席をお願いします。  
本案について何かご意見はござりますか。  
御意見もないようですので、採決に移ります。  
本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

それでは、審議が終了しましたので、〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、の入室・着席をお願いします。

次に、追加議案であります議案第7号「土地改良事業参加の申出について」を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号「土地改良事業参加の申出について」について説明いたします。  
追加議案書をご覧ください。  
県営かんがい排水事業 能登川地区において、貸借により耕作者に設定されていた土地改良事業の参加資格を所有者とする旨の申出を5件受け、審査を行い、承認するものです。  
土地改良事業の概要といたしまして、老朽化した揚水施設及び建屋などの保全更新対策を行い安定的な用水の供給と施設管理の省力化を進め生産性の向上及び経営の安定を図ることを目的とされておりまして、  
工期は平成30年度から令和7年度末。主要工事である揚水施設の更新等につきましては令和5年度までに完了されているところです。  
受益地は、地図に色塗りされている区域949.9ヘクタールです。  
説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。  
本案について何かご意見はござりますか。

特にご意見がありませんので採決に移ります。  
本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、事務局長の専決事項として処理しております報告第1号から第3号まで事務局に一括して報告を求めます。

事務局 次に、報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出の報告」について説明いたします。  
議案書19ページから21ページを御覧ください。  
番号1五個荘築瀬町の駐車場の案件から番号5長勝寺町の分譲宅地(63区画)の

案件について、市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので報告させていただきます。

次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について」説明いたします。議案書22ページから27ページをご覧ください。

番号1から番号29まで、すべて相続により所有権を取得されたものです。

いずれの案件も農地法第3条の許可を要しないことから事務局長の専決により受理通知を交付しております。

届出人の「あっせん希望の有無」については、番号15、16、25が「有」となっておりますが、担当地区の農業委員さん情報共有し、対応いただいているところです。

次に、報告第3号「農地の貸借権の合意解約の報告について」説明いたします。議案書の28ページから36ページをご覧ください。

賃貸借権の合意解約につきましては、28ページから34ページの番号1から番号22です。

また、使用借権の合意解約につきましては、35ページ、36ページの番号1から番号6です。

合意解約内容につきましては議案書に記載のとおりです。

議 長 事務局の報告が終わりました。

報告第1号から第3号について何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

議 長 それでは、特ないようですので、これで報告事項を終わります。

以上で本日の議案審議はすべて終了しました。

これをもって令和7年度第9回（12月期）月例総会を終了いたします。

長時間の御審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

26番

27番